

○鎌倉市電力の調達契約に係る環境配慮実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）の趣旨を踏まえ、鎌倉市の施設で使用する電力について、環境に配慮した電力を調達するため、電力調達契約に係る入札を行う場合の参加資格の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「環境に配慮した電力調達契約」とは、鎌倉市が行う電力調達契約に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達契約をいう。

(環境評価項目)

**第3条** この要綱における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

**第4条** 鎌倉市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表「鎌倉市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し、その評価点等を鎌倉市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）に記載し、原則として、鎌倉市が指定した期間内に市長に提出するものとする。ただし、当該年度内に評価点に変更があった場合は、その都度市長に提出するものとする。

2 電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前項に定める報告書を提出するにあたって、「電力の小売営業に関する指針」（経済産業省 平成28年1月制定）に規定されている電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて情報の開示を行わなくてはならない。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、

適切に開示しているものとみなす。

3 市長は、電気事業者から提出された報告書の内容を確認し、評価点の合計が70点以上の電気事業者を、この要綱における入札参加資格を有する者と認定するものとする。

4 市長は、認定の結果について、第2号様式により当該電気事業者に通知する。

(入札参加資格の確認)

**第5条** 入札事務を担当する課等は、前条に定める入札参加資格を第3号様式により確認するものとする。

(要綱の見直し)

**第6条** この要綱は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するように、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直すものとする。

(その他)

**第7条** この要綱により定めるものの他、入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

**第8条** 本要綱に係る事務処理等は、環境部環境政策課において行う。

**付 則**

この要綱は、平成25年8月23日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成26年8月7日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

別表

鎌倉市環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度の1 kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況 ※1	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※2	8.0%以上	20
	5.0%以上8.0%未満	15
	2.5%以上 5.0%未満	10
	0%超 2.5%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区分	評価点
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組※3、地域における再エネの創出・利用の取組※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1-1 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

(算定方式)

前年度の未利用エネルギーの活用状況(%)

$$= \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電気量 (送電端)(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

※1-2 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

(1) 工場等の廃熱又は排圧

(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

(3) 高炉ガス又は副生ガス

※1-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2-1 再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電気が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量  
(kWh)

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非  
化石証書の量 (kWh)

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキ  
ング付非FIT非化石証書の量 (kWh)

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) } (\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5})(kWh)}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) } (kWh)} \times 100$$

※2-2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ  
特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電  
設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイ  
オマス）による電気を対象とする。

※3 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組と  
は、以下のような取組をいう

(1) 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

(2) 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経  
済的な優遇措置を実施すること

なお、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常  
の使用電力量の通知等は該当しない。

※4 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組とは、以下のよう  
な取組をいう

(1) 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること

(2) 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

(注) 第1号様式の提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表中の「前年度」を「前々  
年度」と読み替えるものとする。

第1号様式（第4条）

第1号様式（第4条）

年 月 日

（宛先）鎌倉市長

所在地  
 商号又は名称  
 代表者・氏名  
 担当者職・氏名  
 担当者部署名  
 連絡先（電話番号）

鎌倉市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

鎌倉市電力の調達契約に係る環境配慮実施要綱に基づき算定した当社の点数等については、次のとおりです。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 評価点

(1) 評価基準により算定した点数

合計点数

点

(2) 内訳

基本項目	数値	点数	提出資料
前年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）			
前年度の未利用エネルギー活用状況（単位：%）			算出根拠となる書類
前年度の再生可能エネルギー導入状況（単位：%）			算出根拠となる書類

加点項目	有無	点数	提出資料
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	有・無		情報提供の取組内容が確認できる資料等

(注) 1 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

2 数値・点数には、別表により算出した値を記載すること。

3 数値の算出や、有無の根拠となる書類を添付すること。

4 第1号様式の提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、この様式中の「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

第2号様式（第4条）

第2号様式（第4条）

第 号  
年 月 日

（電気事業者）様

鎌倉市長 印

鎌倉市電力の調達契約に係る環境配慮実施要綱に基づく評価結果について

年 月 日付けで報告のあった鎌倉市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書  
を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

鎌倉市電力の調達契約に係る環境配慮実施要綱  
第4条の入札参加資格

有 ・ 無

第3号様式（第5条）

第3号様式（第5条）

第 号  
年 月 日

（入札事務担当課等）様

環境政策課長

鎌倉市環境に配慮した電力調達契約要綱に基づく電力事業者の  
評価結果について（通知）

鎌倉市環境に配慮した電力調達契約要綱第4条に基づき、電気事業者の評価を行いましたので、お知らせします。

番号	電気事業者	点数	鎌倉市電力の調達契約に係る 環境配慮実施要綱第4条の入 札参加資格

（注）届け出順に記載

事務担当